

第九部

第二回 参議院農林委員會會議錄第十五号

(三八五)

昭和二十三年六月二十五日(金曜日)

本日の會議に付した事件

○肥料配給公團令の一部を改正する法律案(内閣提出)

○指定農林物資検査法案(内閣提出)

○獣医師会及び裝飾師会の解散に関する法律案(内閣提出)

○家畜傳染病予防法の一部を改正する法律案(内閣提出)

午後二時十六分開會

○委員長(鶴見義男) それでは只今から委員會を開会いたします。本日は最初に肥料配給公團令の一部を改正する法律案につきまして質疑を続行したいと思ひますが、御質疑がなければ質疑はこれで打ち切ることになりました。と思ひますが、御質疑がございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(鶴見義男) それでは直ちにこれから討論に入りたいと思ひますが、本法案は極めて簡単な内容であります。その内容についての質疑、御意見等も前回御発表になつたようでありまして、討論を省略して直ちに採決に入りたいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(鶴見義男) それでは御異議ないと認めますので、直ちに肥料配給公團令の一部を改正する法律案を議決いたしまして採決に入ります。政府提出原案通り可決することに御賛成の方の御起立をお願いします。

〔議員起立〕

○委員長(鶴見義男) 全会一致でございます。従つて全会一致を以て本法案は原案通り可決することに決定いたしました。賛成者署名並びに委員長報告等につきましては先例に従つてよろしくお願いいたします。又お任せ頂きたいと思ひます。

〔多数意見者署名〕

○委員長(鶴見義男) 次に指定農林物資検査法案を議題にいたします。この法案は参議院先議でございますので、直ちに本審議に入りたいと思ひます。先ず平野政務次官から提案理由の御説明を伺うことにいたします。

○政府委員(平野政務次官) これから御審議願います。指定農林物資検査法案の提案理由を御説明申し上げます。この法律案の目的は農工品、特殊農作物、木材、薪炭、加工水産物等につきましては全国的に統一ある規格を定め、これに基づいて公正なる検査を実施することにあるのでございます。

農林物資につきましてはすでに古くから検査制度が確立してありまして、即ち農産物、林産物、水産物等原始産物の生産物、及びこれらを原料として軽度加工した製品につきましては、都道府県知事の検査が行われ、味噌、醤油、味噌、味噌等の工業食品に對しましては、民間団体による検査が実施されておるのでございます。

都道府県知事の検査は國家からの委任事務として、明治三十四年支米及び精米についての検査制度が樹立されて

して以來、明治四十一年には農工品、明治四十五年には麦類及び菜種と、逐次その品目を追加して、大正末期から昭和十年頃までに重要な農林生産物は、大部分がこの都道府県知事検査の対象とされるに至つたのでございます。ただ、主要食糧につきましては、昭和十七年、十二月二十五日から、政府みずからが検査を実施することにいたしましたから、現在には都道府県知事からは除外されております。

工業食品に對する検査が行われるようになりましては、この二十四、五年前からでありまして、製造業者又は特別の知識のある人々の集りであるところの協同組合とか、社団法人とかが検査を実施して参りました。即ち昨年末現在におきまして、味噌、醤油は統制会社、味噌、味噌は日本味噌研究所、ソースは協同組合が検査を実施しております。ただ本年になりまして、それからは統制会社がなくなくなりまして、それに代りまして食料品配給公團が成立したので、その取扱ひ物資であるところの、味噌、醤油、味噌等は公團が検査を行うようになつております。

このような検査制度が実施されるようになりましては、御承知のごとく、第一に品質の改善のため、第二に製品の規格を統一するためという目的があつたからであります。

品質の改善と申しますのは、農林物資の生産業は一般的に申しまして、零細な小規模経営が多く、例えて申しますれば農工品中、以、錠は全部が農家の副業的生産でありますし、繩はその生産額の八割までが農閑期を利用しての農家の片手間による生産なのであります。又加工水産物の生産状況を見ますに、株式会社組織で生産されているものは殆んどなく、多くは家内工業的に営まれておるのであります。このように零細な小経営でありますから技術の進歩も遅く、又良質の製品を作ることも困難であります。それは延いては生産者の生計を脅かす結果ともなりかねませんので、政府が積極的に働き掛けて技術的な指導を行い、徐々に品質の改善を図ることが必要理由もここに存するのであります。

規格の統一を図る必要と申しますのは、日本のような狭い領土内で多数の零細な小企業において、勝手に難多な規格を定めておりましたは、取引上非常に不便が多い上に、価格を公定する場合に、製品の品質の優劣に應じた価格差を附けることが絶対に必要でありますから、規格の統一が行われておりませんことには、價格の適用が非常に困難となり、時には不公平な結果を生ずることにもなつてしまつてからであります。

以上の理由で設けられた検査制度は、如何なる法的根拠に基いていたかと申しますと、都道府県知事の場合には、旧憲法第九條に基いて発せられた独立命令である各都道府県令でありました。これは各知事が個々に施行していた命令でございましたが、規格の点に關しましては、やはり独立命令である明治四十三年農商務省令第六号(重要物資の種類並びに検査手数料等に関する件)第三條に基きまして、各知事は農林大臣の認可を経てから定めることとされておりましたから、その時点で規格の全国的な統一が図られて來たのであります。

民間団体の場合にありましては、農林大臣の指導監督を受けて、規格を定め検査を実施しているものであります。その検査はいわゆる任意検査で法令に基くものではありません。ただ物價統制が行われるようになりましてから、價格を公定する場合の一方として、この検査規格が利用されるようになりまして、生産者に対して受検義務を課したと同一の結果を生じておるのであります。

ところがこの検査制度の法的根拠につきましては、昨今重大な問題が発生したのでございます。即ち都道府県知事の場合につきましては、昭和二十二年法律第七十二号「日本國憲法施行の際現に効力を有する命令の規定の効力等に関する法律」第一條の規定によりまして、前述の都道府県令が昨年十二月三十一日限り失効いたしましたから、これに代るべきものとして中央で法律を制定するか、又は都道府県に條例を制定させるかしなければならぬことになつたのでございます。併しながらいま都道府県令第六号が失効してありますから、法的に農林大臣が規格の統

一を因つて行く方法がなくなるわけでございます。このことは前述のように取引の不便となり、公定價格制度を維持する以上不都合な結果を生ずることになつてしまふ。政府が法律制定の途を選んだ理由はここに存するのでございませう。

次に民間團體の検査につきましまして、前述のごとく、それが物價統制に關連して事實上生産者に受檢義務を課することになりますから、民間團體に特權的地位を與える結果となり、今議會に提出して御審議をお願い中でありまふところの、事業者團體法案に抵触する虞れがあります。それ故にこの際民間團體にかゝる特權的地位を與えることを止め、少しでも經濟民主化の要望に應えたいと存じまして、公團で行うもの以外で主要なものについては、法律の規定に基いて都道府縣知事に検査を委任して行きたいと考えておるのでございます。

以上の理由でこの法律案の御審議をお願いする次第でございますが、その要点を要約して申し上げますと、農林大臣は規格審議會の議を経て規格を定めるところ。規格審議會は農産物、林産物、水産物及び工業食品の四審議會として、これを農林省に置くこと。委員は五人から十人までとし、生産者又は販賣業者に利害關係のない者の中から農林大臣が委嘱すること。農林物資を二つに分け、一つは命令で指定する國の機關、又は都道府縣知事に検査義務を課することとし、他は都道府縣知事の自由意思に委ねたこと。從來國の機關が都道府縣知事から委託を受けて、実際に検査を実施しておるものについては、國營検査としたこと。生産者又は

販賣業者に受檢義務を課したこと等でございます。

どうか各委員におかれましては、價重御審議の上速かに御可決あらんことを切にお願い申上げる次第であります。

○委員(農見義男) 法案の施行に關連いたしまして、加藤事務官から説明を伺うことといたします。

○説明員(加藤事務官) それでは只今の年十二月に、只今平野政務次官から御説明があつた通り、都道府縣知事が新憲法施行後の新事態に關連しまして、失効したのでございませうから、それまでの都道府縣知事の根據規定というものが一應なくなつたわけでございます。それで各農林物資につきましては、改めて法律を制定するということが必要になつたわけでございますが、この法律制定の理由は、只今平野次官から御説明願つた通りでございます。この中で多少問題になることと申しますのは、食糧事務所の國營検査という点がございませう。それは從來も食糧事務所が都道府縣の委託を受けまして、本來は都道府縣がすべき検査事務を、食糧事務所が検査を実施に行なつて來たのでございませう。大部分の府縣についてはそのういふ状態でございますから、この法案としましては、それを國の検査に切替えて行くことといたしてございませう。但し現在食糧事務所を使ひまして行なつておられますものが二、三ございませうから、これにつきましては、一應國營に切替えることと思ひます。

予算の点につきましては、配付してございませう資料の中には一應入れてございませう。大体大蔵省とは予備金支出の点でお話合ひを或る程度済ましてございませう。國營検査の点につきましては、予算を組むという点は、國營検査が手数料を徴収できますから、それによりまして大体一般の予算をオパーされるような虞れはないという点で、國營検査を目論んだわけでございます。

それから別表一と二に分かれておりますが、この点につきましては、都道府縣知事も、亦食糧事務所も、都道府縣知事の場合は政令で、食糧事務所の場合は命令で、各別に、どの府縣では何をやるかという具體的な、委任をして行きたいと思つております。

検査機構の点につきましては、やは現行制度をそのまま踏襲して行くという考えで、資料の中に現行検査制度という書類を挿入してございませう。それから都道府縣の手数料徴収につきましては、法案には別に規定してございませう。これは地方自治法の二百二十二條に、地方公共團體の長は、國の委任事務について手数料を徴収することができるといふ規定がございませうから、その條で手数料額の制限をして行きたいと思つております。大体その程度であります。

○委員(農見義男) それでは先程申上げました順序とは異りますが、大官の都合もありまして、家畜傳染病予防法の一部を改正する法律案及び獸医師会及び裝蹄師会の解散に關する法律案につきまして、残つております。

○農林省 獸医師会及び裝蹄師会の解散に關する法律の結果、全國地方、府縣を區域としたところの、これらの團體がなくなるということになれば、その後何とかが團體ができなければいけないと思ふのでありますが、その團體は如何なる形で作られると考へるのであるか、又現在の進行状態はどういうような程度まで進行しておるのか、又それが質問の第一点であります。

第二点はこれらの團體が持つておるところの資産はどういうふうに分けられる考へであるのか、例えて申上げますならば農業者が解散した場合においては、新たにできたところの農業者協同組合に譲り渡すという規定が現在設けられておるのでありますが、新たにできるところの獸医師会、或いは裝蹄師会というふうなものも、從來の會員と殆んど同様であるのでありますから、若し財産があるとしたら同じならば、右申上げた農業者の場合と同じように、これらのものに譲り渡すという方法を講ぜられた方が適当じやないかと思ふのであります。又その譲り渡す場合においても、備品その他のものがあつたならば、できるならば帳簿價格で譲り渡して、その譲り渡したところのものに對しては、いろいろの課税もせずして新たにできることができるものに、又財政的にもできるだけ有利になるように取計らひをして頂いた方がよいと思へるが、これらに關する政府の御意見はどうであるかお伺ひしたいと思ふのであります。

○政府委員(平野政務次官) 只今農林省からお尋ねの、獸医師会及び裝蹄師会の解散に關することになります。師会が解散することになります。と申すと、そのあとに如何なる團體ができるのであるかという点でございますが、これは新團體は獸医師並びに裝蹄師の自發的な、民主的な措置で設立せられる筈でありまして、目下關係者がいろいろ打合せ途中でございます。従つて近中に新しい民主的なこれらの團體が発足することと考えております。又そのことが非常に望ましいことだと政府としては考へておる次第であります。

向二点の、從來のこれらの會が持つておりました財産が、どういうふうに分けられるかが適當であるかというお話に對しましては、只今農林委員の仰せのごとく、これらのものはやはりあとの民主的團體も、殆んど從來の獸医師会の構成員と同じであるというふうなことから、これらのものが新しく民主的な團體に移つて行くのが望ましいと思つております。従つてその譲られるときにおましては、價格におきましては帳簿價格であり、又その譲り渡しを受ける過程におきまして、課税上の対象にならないように、大蔵當局と折衝いたしておりまして、農林委員の御説のような結果を招くように努力をしておる次第であります。

○農林省 農見義男 私は馬の傳染性貧血に對して、農林省はどういう態度をお取りになつておるかというのを確かめたいと思ひます。

家畜傳染病予防法改正法律案提案の理由の中に、御承知のごとく我が國は周辺に各種家畜傳染病の常在地を控えておる、こゝろが書いてあります。それで日本の國には、恰かも家畜傳染病はそれ程蔓延してない。周辺

は、國營検査としたこと。生産者又は
○ 國營検査 獸医師会及び裝飾師会
委員からお尋ねの、獸医師会及び裝飾
傳染病はそれ程蔓延していない。周辺

の方に常任しておるのだから、それに
対して、侵入しないようにやらなけれ
ばならぬということが書いてある。と
ころが馬の傳染性貧血ということにな
ると、これは日本が病源の源泉地であ
る。朝鮮にもなければ中国にもない。
日本が持つておる。自己のことを忘れ
て人のことばかり言つておるといふこ
れは理由書になる。馬の傳染性貧血に
關しては、昭和四年馬ノ傳染性貧血ニ
關する法律ニ關する法律を制定し、
努力を拂つて参りましたが、どうい
う結果を得たかといふことは、これはよ
く御承知の通りであります。幾らやり
ましても、非常にむづかしい問題であ
つて、政府としては、明治四十二年に
臨時馬匹調査委員会ができて以來、非
常に努力して病源の研究をしておるけ
れども、いつまで経つても解決が付か
ない。ところが從來は馬産地と育成地
に限られておつた。終戦後軍馬が全國
にばらまかれたために、病源が非常に
蔓延しておる。昭和十八年に一連九縣
の検査をした場合に、馬の總數の一
九五五というものが傳染に罹かつてお
る。今日は今申しましたごとく、全國
に蔓延しておる。ところが傳染につい
ては、病源が分らない、治療法が分ら
ない。そういう状態なんです。非常に
努力しておるけれども、一向埒があか
ない。そういうような問題につきまし
て、少しでも地味を生じますという
と、まず、蔓延して来る。今日大体
の推定は、潜在的病源を持つておる
馬は、馬の二〇%に當つておるだらう
といふことを、支那人が言つておる。
そうすると、今日万頭近くあります馬
は、そのうちの二〇%の二十万頭が病

毒に感染しておつて、而もそれは日本
が獨特に持つておるといふ場合であつ
たならば、これは非常に責任があるわ
けです。そこで先だつて家畜傳染病の
予防について、この説明の理由書にも
あります動物植物検疫所ができて、今度
は輸出を検査することにしました。これ
は自己に病源があるといふことをみずか
ら白状しておるわけなんです。今までは輸
入ばかりやつておつた。周辺地が病源
地であるから、日本へ來ては困る。今
度は、自分が病源を抱いておるから、
輸出しては大変だといふので輸出の
方を始めたといふところに、非常に
重大な責任を感じておらなければなら
ない。ところがそういうことは一向
示しておらない。それでありますから
、馬の傳染性貧血についてよく知つ
ておる人は、非常に危険に感じてお
る。

そこで、一体どうするかという問題
です。政府はここに家畜傳染病予防法
を改正されて、法律を非常に整備
された。そういうことを書いておられ
る。これで法律は制定整備したでしよ
う。ところが傳染病の予防という實際
の施設について、政府はどういう覺悟を
以て臨んでおられるか。結局放任して
置けば、馬は自然になくなる。そこで
問題は移つて、それでは馬が自然に消
滅してもいいかという問題になる。馬
は、うつちやつて置けば自然になくな
る。段々病源は傳播するのでありま
す。日本は家畜傳染病の中の傳染につ
いては、特別に環境が病源の発生と傳
播に適しておるということになつてお
るので、甚だ困る。ドイツなどにおき
ましては、それ程蔓延しない。蔓延す
ることがあつても、自然に消滅してし

まう。日本はそうではない。明治四十
二年以來続けておるのであります。すか
ら、この努力も中だるみかしたなら
ば、これは大変なことになる。ところ
が今提案の理由には、そのことを余り
論じていない。私は甚だ無責任といつ
てよからうと思ふ。政府はどのくらい
これに対して熱意を以て継続して行く
覺悟であるか。これは相當の金が要り
ます。そこで昭和四年に馬ノ傳染性貧
血ニ罹りタル馬ノ殺處分ニ關する法律
ができました。これはどういふことか
といふと、傳染に罹つた馬を早期に
診断して、早く殺してしまふと大変
だといふわけなんです。治療方法を知らな
い、予防法も知らない、病源が分らな
い、早く殺すに限る、こういう法律が
出ておるといふことが、すでに日本の
學問の方面から申ししても、努力し
なければならぬ一つの問題になつて
おるわけなんです。世界でもやはり研究し
ております。併しどこでも解決付かな
い。併し解決できないからといつて、
日本はどうでもいふかといふと、そう
は行かない。日本は今非常に脅かされ
ておるのでありますから、そういう意
味において、できるだけ充実した施設
をやつて行くということが必要じゃな
いかと私は考えます。

元來日本が平和の國として再建をし
て行く上に、何に重点を置くかといふ
ことにつきましても、私は曾て、參議
院以前に論議したことがあります。そ
れはどうしても生物学というよりも
に根拠を置いて、遺傳學とか獸醫學
というよりな方面に重点を置いて、日
本は平和の方面で科學的にいふ／＼な
學問を研究して世界に貢獻して行く

いう態度、飛行機の研究をするといふ
ようなことは、もう許されぬ。平和
産業の中の一番重要なもの、どうして
も生物学、遺傳學、獸醫學のごときも
のには、非常に重点を置かなければなら
んと思ひます。
そこで問題は、先程申しましたごと
く、馬そのものを必要なりや否やとい
ふこと、これをどういふように農林省
で考へておられるか。これは早場米の
耕起をします場合、馬がなくちゃなら
んといふことは、富山縣において、新
潟縣において、明瞭に御承知の通りで
あります。どういふことをやつておる
かといふと、富山縣、新潟縣は馬がな
いから、昔から飛騨の馬馬制度とい
うものがありまして、飛騨つまり岐阜縣
なり長野縣から馬を借りて來て早く耕
作をする。そうして今度は家へ帰つて
岐阜縣なり長野縣の耕作をしておる。
これは本當に行かれておる事実です。
若し非常に弱体な馬が飛山できて、馬
がなくなつたならば、そういう早場米
は忽ち困つてしまふ。そののみなら
ず、どうも日本の農耕といふものは、
人力に非常に依存しておるところが多
いのであります。できるだけ畜力、機
械化しなければならぬといふのは、
役畜としての牛馬といふものを非常に
尊重しなければならぬ。

意欲が増すだろうという意味の農地改
革であつて、それで封建的制度は打破
できましよう。併しなから農産物の收
穫を増加するといふことになると、有
畜農業にこれから入らなければいかん
といふふうになつておるわけでありま
す。有畜農業といふのは結局どうい
ふことになるかといふと、廣い意味の畜
産の振興は勿論必要であります。役
畜としての牛馬といふことを先ず考へ
なければならぬと思ひます。都市馬
の輸送量の方が鉄道輸送量と比べて大
なることは、運輸省の統計で発表され
ておること御承知の通りであります。
農用に、鞍馬に、その他重要な地
位を占めておるところの馬が、弱体化
するといふような現象が、傳食によつ
て起るという關係があると思ひます。
農林省がどのくらい馬に重点を置いて
おるか、重点を置かれなければ、傳食
の問題は開却せられると思ひます。そ
ういふ關係からお聞きしたい、どうい
うふうにお考えになつておりますか。

この防疫という問題、家畜衛生行政と
いふことに根拠を置いた、農林省の畜
産に關する機構の充実といふことに、
重点が来るわけでありまして。今度有畜
農業といふことを奨励した場合に、馬
についての家畜衛生の知識を、農民全
体に普及することを後らせた場合にお
いて忽ちいふ／＼な問題が起ると私は
思ふ。そういうわけでありまして、
有畜農業に並行して家畜衛生の思想と
いふものを普及しなければいけない。
そういう關係から申しますといふと、
どうしてもこの家畜傳染病の改正法律
の施行に伴い、家畜衛生に重点を置
き、それと関連して畜産行政機構を充
実せなければならぬと私は思ひます。

そこで轉じて農地改革の問題を考へ
て見ると、不在地主の整理をし、そ
うして自作農の創設といふことをし、
うして小作料は金銭債務であるといふ
ようなことで農地改革は行われてお
る。どういふことかと更に詰めて申し
ますと、所有權關係の整理に重点が置
かれておる。權利關係の整理であつ
て、自己が自作農になつたならば生産

そこでアメリカのことを調べに
なると直ぐ分りますが、アメリカでは千
八百八十四年、非常に古いことで
が、明治十七年です。その五月二十九
日の法律で、畜産局、ビュロー・オ
ブ・アニマル・インダストリーが設置
せられました。その法律は家畜傳染病
の防止に重きを置いた畜産局の設立に
なつてゐる。その後幾多の変遷後、畜
産に関する行政機構は非常にアメリカ
の方では充実しております。最近で申
しますと、千九百四十一年の十二月
十五日に農務大臣がモラランドを出
して機構の改革をしておりますが、こ
のビュロー・オブ・アニマル・イン
ダストリー畜産局とビュロー・オ
ブ・デアリー・インダストリー畜産局
とが、共にアグリカルチュラ・リサ
ーチ・アドミニストレーターの下に属
せしめられておるといふ組織でありま
す。でアメリカは日本からいへば畜産
の先進國であります。畜産局というも
のは明治十七年以來今日に至るまで存
続しておる重点を置いておる。で殊
に今申しましたような畜産局まであ
る。それ程大きな構成になつておる。
そういうようなことを考えますといふ
と、農林省の官制を今度法律で定めて
機構を改革されるに當つて、その家畜
傳染病の行政に重点を置いた、技術陣
の充実した基礎を持つておるところ
の、畜産機構というものを拡充される
ことが、私は農林省の責任だと思いま
す。

それではアメリカの組織はどうい
うようになつておるか申しますと、有
能な獣医コムベント・グエタリナリ
・サージャンが局長になつておる。
それで日本は何もそれを真似るといふ

わけではないが、技術陣というものに
相当なる重点を置かれる必要があると
私は思う。アメリカの畜産局の職務
は、合衆國の家畜の健康、コンディシ
ョン・オヴ・ドメスティック・アニマ
ルの調査と動物の保護と用途、プロテ
クション・エンド・ユースといふこと
を掌る。且つ家畜傳染病の原因及び予
防治療の手段の取調べ及び報告、並び
に合衆國の農業及び商業の利益のため
の情報蒐集といふことをすることに
なつておる。こういうような組織で今
日まで幾十年続けておるといふのがア
メリカの現状であります。

日本は外の國よりも非常に畜産の後
れており、劣つておる國であり、畜産
振興の声の高い今日でありますから、
ここに家畜傳染病予防法を改正して、
その問題に重点を置いて進む際におき
まして、行政機構の充実といふものは
余程お考えにならなければならぬと私
は思います。

そこで問題は畜産に関する乳、肉、
卵の衛生行政は畜産の生産に関する行
政と併せて関連して考える必要がある
と思ひます。例えば乳、肉のごときも
の農林省の所管から分離すべきもの
ではない。何故魚肉と同じく獸肉が農
林省の所管から離れてはならないか。
分離するものは行政の総合的見地から
いつても関連した考え方だと思ひ。い
ろいろそういう点は慎重に考慮されて
行政機構の改正をせられるときには、
農林省としては先進國の事例の跡を慎
重に考へて善処せられんことを希望す
るのであります。

るかどうかを確かめるということにな
つておる。そのような診断方法は非常
に残酷だと思ひます。そんな状態で傳
染病予防法の施行に力を入れて頂き
たいと思ひます。馬の傳染性貧血とい
ふことに対してどういふようなお考え
を持っておられますか、多年の努力が中
だるみするようになると、農林
省としては非常な責任をお持ちになる
ことになると思ひます。そういう
点を十分に御考慮を願ひたいと思ひ
ます。行政機構について、又馬の必要
といふことについては、農林省として
はどういふようにお考えになります
か。

ては、私共もその程度の病馬があると
いふように考へて憂慮しておる次第で
ございます。従つてこれらに対する処
置をいたしましては、先ず検査の励行
をいたしたいと思ひます。これと並行
いたしまして、この馬を持つておりま
すところの人々に対する、補償の点を
できるだけ有利にしてやつて、そうし
て殺処分でもそういう処置が迅速に又
余り不合理のないように進めて行きた
いと思ひます。この病馬が非常に結
果になつておりました、病馬も確か
でない。或いは治療法もまだ確実な
ものがないといふことでは、今後の畜産の
運用につきまして重大なる影響がござ
いますので、國立の整備した研究所を
持ちたいつもりで、只今大蔵省に對し
まして、その予算の折衝をやつてい
る段階でございます。

又農林省といたしまして、馬につ
いてどういふ考へを持つておるかとい
うお尋ねでございますが、先程仰せの
通り馬は農耕、或いは土地の改良並び
に運輸力として非常に重大な要素を担
つておるものでございます。これにつ
きましては従来以上に重視をしまし
て、その適當な発達を期したい、こ
ういふふうに考へておる次第でありま
す。

して、これらの家畜の衛生思想の普及
については特段の注意を拂つて、速か
にその普及徹底を期したい、こゝを念願
しておる次第であります。

尚これらの具體的な一つの現われと
いたしまして、農林省が機構の改革を
する際に、その線に副つた機構の組織
をし、或いは技術者の充當を見るのが
適當ではないかといふお話は、全くそ
の通りでございます。極力その實現
に努めたいと思つております。先進諸
國のいろいろなこれらの疫病に對する
予防、或いはその他の施設につきま
してよく取入れて、そうして急速にこ
らの先進國以上の対策を立てる方がよ
ろしいといふような御意見には、全く
御同感でございます。いろいろ只今
でも司令部その他の方面と連絡を密に
いたしまして、これらの知識の吸収に
努めておるような次第でございます。

○委員(前見義男君) それではこの
二つの法案につきましては質疑をこの
程度で打ち切りたいと思ひますが、御異
議ございませんか。

○委員(前見義男君) 御異議ないと
認めます。速記を止めて。

○委員(前見義男君) 速記を止めて。

○委員(前見義男君) 速記を始め
て。それでは先程に戻りまして指定農
林物資検査法案について、これから審
議をいたしたいと思ひますから、どう
ぞ御質疑のある方はお願いいたしま
す。向委員長から申上げて置きます
が、この農林物資検査法案につきましては、
加工水産物の検査関係の提案が
ございますので、これは水産委員会と
も関係があると存じますから、水産委
員長の方とは私から然るべく連絡をし

1. サージャンが局長になつておる。
それで日本は何もそれを眞似るといふ

て、肝臓穿刺を行い、肝臓の肉を取つ
て、担鉄細胞によつて傳食に罹つてお

くのが、これらの病菌を持つてお
るのではないかというお説に對しまし

だ十分でないものが沢山ございます。
従つて有畜農薬に入る前提といしま

も關係があると存じますから、水産委
員長の方とは、私から然るべく連絡をし

て置くことにいたしますから、この点
予め申上げて置きます。速記を止め
て。

〔速記中止〕

○委員長(兼見義男君) 速記を始め
て。本日はこの程度で散会いたしま
す。明日は午前十時から開会いたしま
す。

午後三時六分散会

出席者は左の通り。

委員長

楠見 義男君

理事

羽生 三七君
高橋 啓君

委員

太田 敏兄君
北村 一男君
柴田 政次君
西山 龜七君
平沼彌太郎君
佐々木鹿藏君
宇都宮 登君
岡村文四郎君
徳川 宗敬君
藤野 繁雄君
松村眞一郎君
山崎 恒君
池田 恒雄君

政府委員

農林政務次官

平野善治郎君

農林事務官

山添 利作君

説明員

農林事務官

加藤 恭平君

(大臣官房
文書課勤務)

昭和二十三年九月七日印刷

昭和二十三年九月八日發行

參議院事務局 編輯 印刷者 印刷局